

議案第 15 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は分団とする。
- 2 消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐものとする。
- 3 消防団員の報酬・費用弁償については、宇都宮市の制度に統一する。

協定項目	消防団の取扱い			所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	1 消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は分団とする。 2 消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐものとする。 3 消防団員の報酬・費用弁償については、宇都宮市の制度に統一する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
組織体制 1 団 2 3 分団	1 団 4 分団	1 団 6 分団	1 団 7 分団		
定員（名） 1 , 6 6 0	2 5 0	2 2 5	2 9 0	各市町の実情に合わせた適正数とする。	
報酬（千円：年額）					
団長 1 7 5	2 4 0	2 0 0	2 4 0		
副団長 1 0 7	1 7 0	1 4 0	1 6 0		
分団長 7 9	1 4 0	1 0 0	1 3 1		
副分団長 5 6	1 2 5	-	8 9		
部長 5 1	1 0 5	7 0	7 7		
副部長 4 4	-	-	-		
班長 4 0	7 5	4 5	6 2		
団員 3 7	6 0	3 5	4 9		
費用弁償（円）					
2 , 7 0 0（回）	3 , 0 0 0（回：3時間以上）	2 , 0 0 0（回）	1 , 5 0 0（日）		
跡火消し 5 0 0 増（回）	1 , 5 0 0（回：3時間未満）				

消防団の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成 13 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

消防体制については，黒埼町消防署は新潟市西消防署黒埼出張所とし，黒埼町消防団は新潟市西消防団第 1 4 分団とする。黒埼町の消防団員数は現行の通りとする。

イ 福山市の例（平成 15 年 2 月 3 日合併 編入 1 市 1 町）

福山市の制度に統一するものとする。

内海町消防団を福山市消防団の 1 方面隊として統合し，分団については 3 分団とする。

内海町の消防団員は，福山市の消防団員として引き継ぐものとする。

ウ 岐阜市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 2 市 4 町）

消防団の組織及び人員については，岐阜市に引き継ぐものとする。ただし，合併後の再編に向け調整を行うものとする。

任用，報酬，費用弁償，退職報奨金等については，岐阜市の制度に統一するものとする。

式典等の行事及び消防機械器具等については，現行のとおりとするものとする。ただし，合併後の消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。

エ 高知市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併予定 編入 1 市 2 村）

鏡村及び土佐山村の消防団は，高知市の消防団に統一するものとする。

鏡村及び土佐山村の消防団員の報酬，費用弁償は，高知市に統一するものとする。

(2) 関係法令

○消防組織法 (昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号)

(消防団の設置等)

第 1 5 条 消防団の設置，名称及び区域は，条例で定める。

2 消防団の組織は，市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては，消防団は，消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし，消防長又は消防署長の命令があるときは，その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第 1 5 条の 2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は，条例で定める。

(消防団員の身分取扱い，階級等)

第 1 5 条の 6 消防団に関する任用，給与，分限及び懲戒，服務その他の身分取扱いに関しては，この法律の定めるものを除くほか，常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより，非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練，礼式及び服制に関する事項は，消防庁の定める基準に従い，市町村の規則で定める。